

# 東松一丁目町会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東松一丁目町会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は、江戸川区松江一丁目全域と東小松川一丁目全域及び松島一丁目 44 番 17 号、21 号、22 号までの区域とする。

(主たる事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、江戸川区東小松川一丁目 8 番 16 号に置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本会は、区域の住民相互の連絡と親和を図り、環境の整備、防災、防犯、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区域の住民相互の連絡・親睦に関する事。
- (2) 美化・清掃等、区域内の環境整備に関する事。
- (3) 防災、交通安全及び防犯に関する事。
- (4) 集会施設並びに什器備品の維持管理、運営に関する事。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会員及び会費

(会員及び賛助会員)

第6条 本会の会員資格は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、本会の活動を賛助するための賛助会員になることができる。

(入会)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(会費)

第8条 会員は、本会の目的達成のために必要な経費の分担納付義務を有し、そのための会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には退会したものとする。

- (1) 第2条の区域に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合。
- (3) 会員が死亡、又は失踪宣告を受けた場合。

- (4) 会費を1年以上滞納しており、かつ催告にも応じない等、今後も納付の見込みがないと理事会が判断した場合。
- 2 前項(1)の場合においても、賛助会員になることは妨げない。

## 第4章 役員等

(役員等の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 4名
  - (3) 総務 2名以上
  - (4) 会計 2名以上
  - (5) 監事 2名
  - (6) 理事 50名程度
  - (7) 常任理事 10名程度
  - (8) 専門部長 各部1名
- 2 本会は、適当な世帯数毎に隣組を置き、隣組毎に組長を置く。  
組長は、前項の役員に含まれない。

(役員等の選出方法)

第11条 役員等の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、選考委員会において会員の中から選任し、総会で承認を受けるものとする。  
選考委員会は、前年度の副会長・総務・会計・常任理事・専門部長により組織する。
  - (2) 監事は、会員の中から理事が推薦し、理事会で承認を受けるものとする。
  - (3) 理事及び常任理事は、改正前年度の幹部会で協議の上、選出された者、並びに子供会会長・民生委員・地区青少年委員・選挙推進委員・投票立会人・ファミリーヘルス・くすのき会長等の町会推薦による各種委員とする。
  - (4) その他の役員は、会長が選任して、理事会で承認を受けるものとする。
  - (5) 組長は、隣組内の会員の互選により選出する。
- 2 監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期途中の役員の新任・補充任は、幹部会で選任し、理事会で承認を受けるものとする。

(役員等の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 総務は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報等を行う。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。
- 6 理事は、第5条の事業活動に積極的に参加して、本会の目的を達成するための活動を行い、理事会に参加して意見を述べる。
- 7 常任理事は、理事の業務を行うとともに、理事への業務指導を行う。

- 8 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。
- 9 組長は、隣組をまとめ、それぞれを代表して、会務に協力する。  
(役員等の任期)

第13条 役員等の任期は2年、組長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員等に欠員が生じたときは、第11条により補充することができる。この場合において補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。また、必要ある場合は、理事会の推薦により顧問・相談役として各種会議に出席して意見を述べることができる。ただし、この場合の任期は、2年とし再任を妨げない。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 3 役員会は、幹部会(会長・副会長・総務・会計・専門部長の役員)、理事会(役員全員)、理事・組長合同会議とし、定例と臨時の各会議とする。

### 第1節 総会

(総会の構成)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算報告の承認に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) 本会の解散及び財産の処分に関すること。
- (5) 会長の選任及び解任に関すること。
- (6) その他本会の運営に関わる重要事項に関すること。

(総会の開催)

第17条 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 第12条第5項(4)により監事が必要と認めたとき。
- (3) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項(3)の規定による請求があったときは、その請求があった日から1カ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第22条 会員は総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項を除き、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 規約の変更

(2) 本会の解散

(3) 財産の処分

(総会の書面表決権等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、第18条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 現在の会員数及び出席者数

(3) 開催の目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第2節 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、議事の内容により、幹部会、理事会、理事・組長合同会議に分類する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(役員会の開催)

第27条 定例理事会は、原則として毎月1回開催とし、定例幹部会及び定例理事・組長合同会議は、毎年1回、事業年度終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第28条 役員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に臨時役員会を招集しなければならない。

3 臨時役員会を招集するときは、各役員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した文書をもって、少なくとも開会の3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第30条 役員会は、役員のお二分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(役員会の議決)

第31条 役員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した役員のお過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の書面表決権等)

第32条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、第28条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第30条及び第31条の規定については、その役員は出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第33条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 現在の役員数及び出席者数

(3) 開催の目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生じる収入

(5) 行政へ提出した保有資産目録に掲げる不動産

(6) その他の収入及び動産

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

2 第34条(5)に掲げる不動産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て、本会の資産を処分及び担保に供することができる。

(経費の支弁)

第36条 本会の経費は、第34条の資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画及び予算は、会長が予算委員会を招集して作成し、毎年事業年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、議決される日迄の間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

3 第1項の予算委員会は、幹部会役員並びに予算に関連する各部署の代表者で構成する。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算は、事業年度終了後3カ月以内にその年度末の財産目録と共に、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 本規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

2 前項の規定による変更は、江戸川区長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第41条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第43条 本会は、主たる事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 総会及び役員会の議事録
- (4) 会員名簿
- (5) 資産台帳
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(委任)

第44条 本規約を施行するにあたって、本規約で委ねられた事項及びその他必要事項については、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

### 附則

- 1 (施行期日) 本規約は、本規約の承認決議日である平成31年4月27日から施行する。
- 2 (旧規約の廃止) 平成20年4月27日規約改正とある東松一丁目町会規約は、平成31年4月27日に廃止する。
- 3 (経過措置) 本規約の施行期日における役員は、本規約の定めに関わらず、その任期は、平成32年3月31日とし、会長を除く現役員全員は現況のまま留任する。
- 4 本規約の適用に伴うその他必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。